

## 第2章 危機管理体制

### 1 危機管理事務担当者の設置

各部（部に所属しない局室課においてはその局室課。以下同じ。）に、平常時から危機管理事務担当者を置き、職員の意識改革を含めた各部の危機管理体制の強化に取り組むものとする。また、各部における危機管理マニュアルの管理及び危機管理担当との調整を実施するものとする。

### 2 対策本部等の設置

#### （1）災害対策本部

市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは地域防災計画に基づき「災害対策本部」を設置する。

#### （2）国民保護対策本部

武力攻撃事態等について対応するため、「国民保護対策本部」を、また、大規模テロ等の緊急処理事態に対応するため「緊急処理事態対策本部」を設置する。

また、武力攻撃災害等の発生が局地的である場合又は災害地において迅速且つ協力に応急対策を実施する場合にあっては、必要に応じて「現地対策本部」を設置する。

#### （3）危機管理対策本部

市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害を及ぼす事故等市民の生活に重大な被害を及ぼす事案又は市の産業若しくは経済に重大な被害を及ぼす事案（以下「危機」という。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合において総合的な対策を実施するため「危機管理対策本部」を設置する。

また、危機の発生が局地的な場合及び危機発生地の情報収集や情報の提供また、迅速且つ強力な応急対策を実施する場合には、必要に応じ「現地対策本部」を設置する。

#### （4）危機管理対策会議

危機管理対策本部を設置し処理する危機に至らない事案 について、危機管理担当は各部等の要請に応じて事案の解決にあたるため危機管理対策会議を開催する。会議の構成員は危機管理担当所管部、要請部及び関連部の責任者及び担当者等とする。

「危機管理対策本部を設置し処理する危機に至らない事案」とは個別マニュアルが

未整備な事案や所管部署が不明な事案で、すでに発生している危機以外に今後発生すると推測される危機であって、現時点では危機管理対策本部を設置し処理するに至らない事案などのことを言います。